

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除する。
また、消費税改正に伴う使用料・手数料の改定を行う。

二 内容

(一) 使用料

次の三点を条例に追加する。

- ・ 衝撃試験装置 一時間 一、三八〇円
- ・ リバブレーションチャンバー 一時間 六、七九〇円
- ・ 空間電磁界可視化システム 一時間 六五〇円

(二) 手数料

次の五点を条例に追加する。

- ・ 食品材料等の物性試験 一試料一項目 四、六〇〇円
- ・ 衝撃試験装置による試験 一試料一測定 一三、六〇〇円
- ・ リバブレーションチャンバーを使用する測定 一時間 一一、二〇〇円
- ・ FT-NMR装置による分析
液体試料測定 一時間 八、二五〇円
固体試料測定 一時間 二八、九〇〇円

(三) 次の七点を条例から削除する。

- ・ YAGレーザー加工装置
- ・ 射出型フローテスタ
- ・ 型紙作製システム
- ・ マーキングシステム
- ・ 縫製仕様書作成システム
- ・ 落錘式衝撃試験機
- ・ 試験ロール機

(四) 消費税法等の一部改正に伴う使用料・手数料の改定

三 施行期日

公布の日。ただし、リバブレーションチャンバー及び空間電磁界可視化システムについては平成三十一年四月一日。二(四)については平成三十一年十月一日。